

三重県議会事務局のサポート体制（立法）について

（奈良県議会事務局議事課作成）

1 三重県議会事務局の職員配置状況 ※人数は職員のみ

局長 — 次長 — 総務課（14名） — 総務班、秘書班
議事課（8名） — 議事班、委員会班
企画法務課（15名） — 企画広聴班、調査班、法務班

2 衆議院又は参議院法制局への研修派遣

議会事務局職員のスキルの向上を図るため、議会事務局職員を衆議院又は参議院法制局へ毎年度1人派遣している。

研修派遣を終えた職員は、企画法務課の法務班で政策法務を担当し、現在2人が配属されている。

3 法務班の担当事務について

企画法務課の法務班（職員2名）は、政策に係る議員提出条例の立案を補佐する業務を担当している。

具体的には、条例に係る基礎調査（他の都道府県の条例調査、県の取組に関する資料など）から条文化作業までを補佐する。

条文化に当たっては、憲法を含む他の法令との整合性の検討などを、法制局で培った法制執務の知識を生かしながら作業を行っている。

（参考）

三重県議会では、委員会又は三重県議会基本条例第14条に基づく検討会において議員提出条例の立案を行うことが一般的になっている。